

第3回東大阪市住工共生まちづくり検討委員会 議事要旨

日 時	平成24年10月16日(火) 14:00～16:10
場 所	クリエイション・コア東大阪南館3階 技術交流室A
出席者	<p>(東大阪市住工共生まちづくり検討委員会委員)</p> <p>赤木委員、石本委員、植田委員、則藤委員、濱田委員、林委員、藤塚委員、松浦委員、森下委員、藪委員、山本委員</p> <hr/> <p>(住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員)</p> <p>企画室 中野次長、固定資産税課 山西課長、経済部 米谷次長、モノづくり支援室 鶴山室長、公害対策課 田川課長、建設企画総務室 毛登山次長、都市づくり課 藤埜課長、みどり対策課 木邨課長、開発指導課 須田課長</p>
	<p>(事務局)</p> <p>モノづくり支援室 巽次長、本田主査、浦塘主査</p>
案 件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地視察実施結果について 2. 地域懇談会実施結果について 3. アンケート調査結果について 4. 東大阪市住工共生まちづくり条例(素案)について 5. 住工共生まちづくりに関する施策(支援策・優遇策)について 6. その他
議事要旨	<p>進行役：ワーキング部会長(経済部次長)</p> <p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現地視察実施結果について 2. 地域懇談会実施結果について 3. アンケート調査結果について <p>(事務局)資料1、2、3の説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 東大阪市住工共生まちづくり条例(素案)について <p>(事務局)資料4の説明</p> <p>以下、委員からいただいたご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料4-1のP5についてだが、左上に共生施策、右上に住工共生またはモノづくり企業保全とある。つながりがある部分もあると思うが、このように明確に分けられるのか。 ・P5について、これを考えるにあたって、横に並んでいる「共生施策」と「住工共生またはモノづくり企業保全」が2階建てに置けばよいのではないか。 ・P4について、住宅立地を可能とするのが基本にもっていくのなら、相当考えないと、工場からはこれまでと一緒ではないかと誤解を受ける。 ・P4について、可能にするという表現については、しかし同時に必要な手続きをするというを2行にして書けばわかりやすいのでは。

- ・事業者が一生懸命やっている中で後から住民が来て行政が条例とかで四苦八苦している。中途半端な条例にしてほしくない。
- ・もうちょっとコミュニケーションを図って、融和関係を持たないと。工場のことを考えて、支援しなくて済むようなことを考えてほしい。
- ・P4について、「住宅立地可能」とするのが最初に出てくるのはまずい。モノづくり推進地域での操業環境を維持することの条例なので規制する。規制するというのは、住宅立地が可能であるから規制なので、この資料をつくるならそうした方がよいのではないか。
- ・P1の3段目にある「環境上の問題」と4段目の「産業集積維持に向けた環境づくり」とあるが、「環境」が2つの意味で並んでいる。これは変えた方がよいのでは。また、最後の、「地域としての共通認識」がモノづくり推進地域なのか、全市なのか、市なら「本市としての」とした方がよい。
- ・この条例は、市、市民、モノづくり企業だけで進められるのか。
- ・資料4-3について、第4条第2項の重点地区とかの話は都市計画審議会の決定事項であってこちらで作ろうとしている審議会では決められないので、都計審との関係を条例の中にも入れていくべき。
- ・地域雇用というのが漠然としている。
- ・支援施策の中身については至れり尽くせりに近い感じはあるが、こういう事業があるというのを周知徹底されていないのがいつも問題であると思うので、条例ができて、市はこれを知らしめていくことが重要である。
- ・資料4-1のP2で、「大阪市に隣接し」というフレーズは不要では。それと、住工共生の定義だが、「住工混在を解消し」とあるが、どれが共生なのか気になった。
- ・住宅立地が可能となったことについては、工場後は工場でいきたいがなかなか現実的には難しいので、これはいいことだと思う。
- ・条例でなく地域コミュニティでやっていくことも重要だと思った。このような会に参加して、いろんな人の意見を聞くとそういう考えもあるのかと許容範囲が広がるのでいろんな人を集めて意見を聞くのがよいと思う。無作為で選んでもよいと思う。
- ・工業地域にある住宅に対する補助がないのが気になるので入れてもらえればと思う。

5. 住工共生まちづくりに関する施策（支援策・優遇策）について
時間の都合上、説明、ご意見聴取は省略。

（進行役）

本日のご意見を検討し庁内で調整するとともに、来年度予算要求についても行っていく。これにて終了。

以上